

平成 27 年

第 1 回市議会定例会 議案第 28 号

函館市防災会議条例の一部改正について

函館市防災会議条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 27 年 2 月 26 日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市防災会議条例の一部を改正する条例

函館市防災会議条例（昭和 38 年函館市条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条を第 7 条とし、第 4 条の次に次の 2 条を加える。

（幹事）

第 5 条 防災会議に幹事を置く。

- 2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、市長が委嘱し、または任命する。
- 3 幹事は、防災会議の所掌事務について、委員および専門委員を補佐する。

（部会）

第 6 条 防災会議は、必要に応じ、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員および専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。
- 4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正）

- 2 特別職の職員の給与等に関する条例（昭和 40 年函館市条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「防災会議の委員および専門委員」を「防災会議の委員，専門委員および幹事」に改める。

(提案理由)

防災会議に必要な応じ部会を置くことができることとし，および幹事に関する規定を整備するため